

表20 給与所得 x 回答者グループ

給与額

回答者グループ	平均値	度数	標準偏差
グループA(稲城)	220.68	37	260.760
グループB(その他)	330.50	10	292.494
合計	244.04	47	268.359

表21 給与所得 x 年齢

給与額

年齢	平均値	度数	標準偏差
20代	65.50	2	88.388
30代	161.54	13	232.571
40代	192.16	19	191.079
50代	411.27	11	360.973
60以上	532.00	2	137.179
合計	244.04	47	268.359

表22 給与所得 x 障害種別

給与額

障害種別	平均値	度数	標準偏差
身体障害者	349.79	28	266.058
知的障害者	43.17	6	72.256
精神障害者	51.60	10	82.947
重複障害者	50.50	2	62.933
不詳	800.00	1	
合計	244.04	47	268.359

表23 給与所得 x 仕事種類

給与額

仕事種類	平均値	度数	標準偏差
自営業主	280.75	4	239.462
会社・団体の役員	574.50	4	325.803
常用雇用労働者	351.18	17	233.151
臨時職・日雇い	86.86	7	82.592
授産施設等での就労	13.00	2	7.071
地域の作業所	6.29	7	7.994
NPO法人等での就労	235.00	2	63.640
その他	457.00	2	626.497
不詳	8.50	2	9.192
合計	244.04	47	268.359

2.3 仕事をしていない人の状況

「仕事なし」の内訳をしてみると、57人中「通学」が7%、「家事」が28.1%、「その他」が59.6%であった（表24）。データを詳しくみたところ、通学者の全員が男性の身体障害者であった（うち2人が重度）。家事をしている人では、3人が男性で残りの13人が女性であった。家事をしている16人のうち2人が精神障害者であり、残りは身体障害者であった（うち9人が重度）（表25・26）。

表24 「仕事なし」の内訳

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	通学のみ	4	7.0	7.0	7.0
	家事(専業)	16	28.1	28.1	35.1
	その他	34	59.6	59.6	94.7
	不詳	3	5.3	5.3	100.0
	合計	57	100.0	100.0	

表25 性別 と 仕事なし内訳 のクロス表

			内訳				合計
			通学のみ	家事(専業)	その他	不詳	
性別	男	度数	4	3	19	2	28
		%	14.3%	10.7%	67.9%	7.1%	100.0%
	女	度数	0	13	15	1	29
		%	0.0%	44.8%	51.7%	3.4%	100.0%
合計		度数	4	16	34	3	57
		%	7.0%	28.1%	59.6%	5.3%	100.0%

表26 本人障害種別 と 仕事なし内訳 のクロス表

			内訳				合計
			通学のみ	家事(専業)	その他	不詳	
障害種別	身体障害者	度数	4	14	26	3	47
		%	8.5%	29.8%	55.3%	6.4%	100.0%
	知的障害者	度数	0	0	5	0	5
		%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
	精神障害者	度数	0	2	2	0	4
		%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	100.0%
	重複障害者	度数	0	0	1	0	1
		%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
合計		度数	4	16	34	3	57
		%	7.0%	28.1%	59.6%	5.3%	100.0%

回答者のグループ別にみると、障害者団体のメンバーである回答者の大半が「その他」であった（表27）。このことから「その他」と答えた人々のうち、稲城市在住の回答者についても、NPO等での活動が無償で行っている人も多いと考えてよいかもしれない。いずれにせよ、次回の調査においては、「その他」の中身についても詳しく質問する必要があるといえる。

表27 回答者グループと仕事なし内訳のクロス表

			内訳				合計
			通学のみ	家事(専業)	その他	不詳	
回答者グループ	グループA (稲城)	度数	4	14	22	2	42
		%	9.5%	33.3%	52.4%	4.8%	100.0%
	グループB (その他)	度数	0	2	12	1	15
		%	0.0%	13.3%	80.0%	6.7%	100.0%
合計		度数	4	16	34	3	57
		%	7.0%	28.1%	59.6%	5.3%	100.0%

仕事をしていない57人の就業希望についてみると、「すぐに仕事につける就業希望」と「すぐには仕事に就けないが就業希望」を合わせて49.1%となっている。一方、就業を希望していない人が20人、「不詳」も9人となっている(表28)。今回の調査では、仕事をしていない人のうち、「すぐに仕事につける就業希望」の場合にしか求職活動の有無をたずねておらず、また「すぐには仕事につけないが就業希望」の場合にしかすぐには仕事につけない理由をたずねていない。しかし、仕事をしていない人全員にその理由をたずねることにより、仕事につけない、または仕事につかない人々の問題とその背後にある要因を明らかにすることが必要である。加えて、すぐに仕事につけるかどうかを問わず、就業を希望する全員に求職活動の有無や希望する仕事について尋ね、障害者への就労支援における課題を明らかにする必要がある。さらには、就業を希望しない理由や「不詳」の背景についても配慮する必要があるだろう。仕事を見つけやすく働きやすい環境があれば、そうした人々も就業を希望するかもしれない。

表28 就業希望の有無

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	すぐに仕事に就ける就業希望	3	5.3	5.3	5.3
	すぐには仕事に就けない就業希望	25	43.9	43.9	49.1
	なし	20	35.1	35.1	84.2
	不詳	9	15.8	15.8	100.0
	合計	57	100.0	100.0	

2.4 所得の状況と就労

(1) 回答者全体の所得状況

調査実施の前年における回答者の合計所得(本人のみ)についてみると、年額200万円未満が56.6%を占めている。100万円未満が33.3%となっており、0円という人も7人いた。その一方で、1000万円を超えているのも2人いた(表29)。

表29 合計所得

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	200万未満	73	56.6	56.6	56.6
	200-400未	37	28.7	28.7	85.3
	400-600未	11	8.5	8.5	93.8
	600-800未	3	2.3	2.3	96.1
	800-1000未	3	2.3	2.3	98.4
	1000万以上	2	1.6	1.6	100.0
	合計	129	100.0	100.0	

(2) 低所得者の実態

合計所得が100万円未満の人々の傾向を簡単に把握してみると、回答者全体の傾向と比べて、低所得の人々はさまざまな特徴をもっていることに気づく。以下に主だった特徴をあげる。

- ・合計所得が100万円未満の場合、回答者全体の構成比と比べて、稲城市在住の割合が高く、障害者団体の割合が低くなっている（表30・31）。
- ・合計所得が100万円未満の場合の女性の割合が高くなっている（表32・33）。
- ・身体障害者の割合が低く、知的障害者の割合が高くなっている（表34・35）。
- ・持ち家に住んでいる割合が高く、民間の賃貸住宅に住んでいる割合が低い。どんな経緯で民間の賃貸住宅に住んでいるのかは不明だが、合計所得が低い場合、実家を出てひとり暮らしを始めたり、結婚して新たに世帯を作ったりするのが困難なのかもしれない。施設やグループホームに住んでいる割合も高くなっている（表36・37）。
- ・単独世帯および2人世帯の割合が高く、3人世帯以上の割合が低くなっている（表38・39）。回答者本人が世帯主である割合は低く、回答者以外が世帯主である割合が高い（表40・41）。ただし今回の調査では、施設やグループホームの場合、回答者を単独世帯の世帯主とみなしている。
- ・仕事の有無の割合については、合計所得100万円未満のグループと回答者全体の傾向に大きな違いはみられなかった（表42・43）。これは、仕事をしていても給与を含めた合計所得の低い人々が少なくない、という実態を示す結果といえるだろう。
- ・これに対して仕事の種類をみると、低所得のグループでは常用雇用者の割合が低く、授産施設や作業所の割合が高くなっている（表44・45）。

表30 回答者グループ(100万円未満)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	グループA（稲城）	39	90.7	90.7	90.7
	グループB（その他）	4	9.3	9.3	100.0
	合計	43	100.0	100.0	

表31 回答者グループ(全体)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	グループA (稲城)	94	72.9	72.9	72.9
	グループB (その他)	35	27.1	27.1	100.0
	合計	129	100.0	100.0	

表32 性別(100万円未満)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	男	22	51.2	51.2	51.2
	女	21	48.8	48.8	100.0
	合計	43	100.0	100.0	

表33 性別(全体)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	男	82	63.6	63.6	63.6
	女	47	36.4	36.4	100.0
	合計	129	100.0	100.0	

表34 障害種別(100万円未満)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	身体障害者	23	53.5	53.5	53.5
	知的障害者	11	25.6	25.6	79.1
	精神障害者	8	18.6	18.6	97.7
	重複障害者	1	2.3	2.3	100.0
	合計	43	100.0	100.0	

表35 障害種別(全体)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	身体障害者	91	70.5	70.5	70.5
	知的障害者	16	12.4	12.4	82.9
	精神障害者	18	14.0	14.0	96.9
	重複障害者	3	2.3	2.3	99.2
	不詳	1	0.8	0.8	100.0
	合計	129	100.0	100.0	

表36 住居種類(100万円未満)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	持ち家	28	65.1	65.1	65.1
	民間賃貸住宅	8	18.6	18.6	83.7
	公社・公団等の賃貸住宅	2	4.7	4.7	88.4
	施設及・グループホーム	5	11.6	11.6	100.0
	合計	43	100.0	100.0	

表37 住居種類(全体)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	持ち家	66	51.2	51.2	51.2
	民間賃貸住宅	36	27.9	27.9	79.1
	社宅・公務員住宅等の給与住宅	2	1.6	1.6	80.6
	公社・公団等の賃貸住宅	6	4.7	4.7	85.3
	都営・県営等の賃貸住宅	8	6.2	6.2	91.5
	施設及・グループホーム	10	7.8	7.8	99.2
	不詳	1	0.8	0.8	100.0
	合計	129	100.0	100.0	

表38 世帯員数(100万円未満)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	単独世帯	11	25.6	25.6	25.6
	2人世帯	7	16.3	16.3	41.9
	3人世帯	12	27.9	27.9	69.8
	4人世帯	9	20.9	20.9	90.7
	5人世帯	4	9.3	9.3	100.0
	合計	43	100.0	100.0	

表39 世帯員数(全体)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	単独世帯	45	34.9	35.4	35.4
	2人世帯	32	24.8	25.2	60.6
	3人世帯	27	20.9	21.3	81.9
	4人世帯	17	13.2	13.4	95.3
	5人世帯	6	4.7	4.7	100.0
	合計	127	98.4	100.0	
欠損値	システム欠損値	2	1.6		
合計		129	100.0		

表40 世帯主(100万円未満)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	A	13	30.2	30.2	30.2
	B	29	67.4	67.4	97.7
	C	1	2.3	2.3	100.0
	合計	43	100.0	100.0	

表41 世帯主(全体)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	A	71	55.0	55.0	55.0
	B	55	42.6	42.6	97.7
	C	2	1.6	1.6	99.2
	不詳	1	0.8	0.8	100.0
	合計	129	100.0	100.0	

表42 仕事有無(100万円未満)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	仕事あり	23	53.5	53.5	53.5
	仕事なし	20	46.5	46.5	100.0
	合計	43	100.0	100.0	

表43 仕事有無(全体)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	仕事あり	69	53.5	53.5	53.5
	仕事なし	57	44.2	44.2	97.7
	不詳	3	2.3	2.3	100.0
	合計	129	100.0	100.0	

表44 仕事種類(100万円未満)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	自営業主	1	2.3	2.3	2.3
	家族従業者	1	2.3	2.3	4.7
	常用雇用労働者	2	4.7	4.7	9.3
	臨時職・日雇い	4	9.3	9.3	18.6
	授産施設等での就労	2	4.7	4.7	23.3
	地域の作業所	8	18.6	18.6	41.9
	NPO法人等での就労	2	4.7	4.7	46.5
	その他	2	4.7	4.7	51.2
	非該当	20	46.5	46.5	97.7
	不詳	1	2.3	2.3	100.0
	合計	43	100.0	100.0	

表45 仕事種類(全体)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	自営業主	7	5.4	5.4	5.4
	家族従業者	1	0.8	0.8	6.2
	会社・団体の役員	6	4.7	4.7	10.9
	常用雇用労働者	20	15.5	15.5	26.4
	臨時職・日雇い	8	6.2	6.2	32.6
	授産施設等での就労	3	2.3	2.3	34.9
	地域の作業所	13	10.1	10.1	45.0
	NPO法人等での就労	6	4.7	4.7	49.6
	その他	5	3.9	3.9	53.5
	非該当	57	44.2	44.2	97.7
	不詳	3	2.3	2.3	100.0
	合計	129	100.0	100.0	

(3) 高所得者の実態

一方、2人の高額所得者は、データを詳しくみたところ、いずれも男性の身体障害者で

あり、配偶者をもつ世帯主で、20年以上にわたり脊椎損傷をもっている人と、近年になって心臓障害をもった人であった。仕事の種類は「会社・団体の役員」と「その他」であり、前年の給与所得は880万円・1684万円であった。

2.5 所得格差の実態

次に、高所得の2人を除いて、仕事の有無等による合計所得の違いについて分析してみよう。以下に主だった特徴をあげる。

- ・回答者グループ（稲城市在住／障害者団体所属）によっても性別によっても、合計所得の平均値に大きな違いがみられる（表46）。
- ・男性の合計所得の平均値が、女性のそれを大きく上回っている（表47）。
- ・年齢が高くなるにしたがって合計所得の平均も上昇している（表48）。
- ・身体障害者の平均合計所得は、他の障害種別と比べてかなり高い。一方、知的障害者の平均は最も低く、約93万円となっている（表49）。
- ・配偶者のいる人と未婚の人でも大きな違いがみられる（表50）。
- ・持ち家と民間賃貸住宅では、合計所得の平均値にそれほど大きな差はない。家賃の有無によって、生活の余裕が異なっているかもしれない。一方、社宅等に住んでいる人の平均値は他のグループよりかなり高い（表51）。
- ・仕事の有無でも合計所得の平均値に違いがみられる（表52）。しかし、仕事をしていない人の平均値は約158万円であり、月額に換算して平均で10万円強の所得があることがわかる。仕事をしていない人のうち、合計所得が150万円未満の人が約半分であることから、仕事をしていない人の中でも所得格差が大きい様子をうかがうことができる（表53）。
- ・仕事の種類では、「会社・団体の役員」「常用雇用」「その他」「自営業」で合計所得の平均値が高い。

これに対して、「臨時・日雇」「授産施設等」「作業所」で平均値が低い（表54）。給与所得の平均値では「授産施設等」の方が「作業所」より高かったが、合計所得では「作業所」の方が高くなっている。その背景については、今後の分析で明らかにしてみたい。

- ・給与所得が高くなるほど、合計所得の平均値も上昇している。「非該当」の13人は、調査実施の前年には仕事をしていなかった人々と思われるが、その時期に平均で約180万円の所得があったことがわかる（表55）。

表46 合計所得 x 回答者グループ

合計所得

回答者グループ	平均値	度数	標準偏差
グループA(稲城)	181.72	93	191.936
グループB(その他)	282.88	34	169.302
合計	208.80	127	190.861

表47 合計所得 x 性別

合計所得

性別	平均値	度数	標準偏差
男	250.67	80	203.273
女	137.53	47	143.453
合計	208.80	127	190.861

表48 合計所得 x 年齢

合計所得

年齢	平均値	度数	標準偏差
10代	0.00	1	.
20代	104.00	13	117.593
30代	174.90	30	165.797
40代	208.87	38	161.228
50代	265.47	32	234.382
60以上	268.23	13	222.201
合計	208.80	127	190.861

表49 合計所得 x 障害種別

合計所得

障害種別	平均値	度数	標準偏差
身体障害者	242.29	89	202.888
知的障害者	92.88	16	57.236
精神障害者	120.50	18	71.728
重複障害者	163.00	3	63.151
不詳	810.00	1	.
合計	208.80	127	190.861

表50 合計所得 x 配偶者有無

合計所得

配偶者有無	平均値	度数	標準偏差
配偶者あり	251.14	43	254.131
未婚	188.17	71	149.470
死別	127.67	3	139.156
離別	225.88	8	127.732
不詳	84.50	2	17.678
合計	208.80	127	190.861

表51 合計所得 x 住居種類

合計所得

住居種類	平均値	度数	標準偏差
持ち家	206.95	64	223.229
民間賃貸住宅	225.42	36	152.478
社宅・公務員住宅等の給与住宅	564.50	2	211.425
公社・公団等の賃貸住宅	147.00	6	124.942
都営・県営等の賃貸住宅	220.25	8	103.714
施設及・グループホーム	105.40	10	57.487
不詳	331.00	1	.
合計	208.80	127	190.861

表52 合計所得 x 仕事有無

合計所得

仕事有無	平均値	度数	標準偏差
仕事あり	251.49	67	230.277
仕事なし	157.82	57	119.542
不詳	224.00	3	97.247
合計	208.80	127	190.861

表53 「仕事なし」の合計所得

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	50万円未満	13	22.8	22.8	22.8
	50万円-100万円未満	7	12.3	12.3	35.1
	100万円-150万円未満	9	15.8	15.8	50.9
	150万円-200万円未満	6	10.5	10.5	61.4
	200万円-250万円未満	8	14.0	14.0	75.4
	250万円-300万円未満	7	12.3	12.3	87.7
	300万円-350万円未満	3	5.3	5.3	93.0
	350万円-400万円未満	1	1.8	1.8	94.7
	400万円-450万円未満	2	3.5	3.5	98.2
	450万円-500万円未満	1	1.8	1.8	100.0
	合計	57	100.0	100.0	

表54 「仕事あり」 合計所得 x 仕事種類

合計所得			
仕事の書類	平均値	度数	標準偏差
自営業主	340.43	7	253.444
家族従業者	0.00	1	.
会社・団体の役員	502.00	5	191.362
常用雇用労働者	369.90	20	220.348
臨時職・日雇い	101.13	8	81.262
授産施設等での就労	75.67	3	52.367
地域の作業所	107.23	13	58.475
NPO法人等での就労	174.40	5	176.503
その他	359.00	3	468.541
不詳	90.00	2	124.451
合計	251.49	67	230.277

表55 「仕事あり」 合計所得 x 給与所得

合計所得			
給与額	平均値	度数	標準偏差
200万円未満	139.70	27	86.481
200万-399万円	343.14	7	64.623
400万-599万円	509.83	6	54.400
600万-799万円	751.25	4	80.541
800万-999万円	855.00	2	63.640
非該当	179.92	13	173.395
不詳	70.38	8	63.320
合計	251.49	67	230.277

3 研究成果と今後の課題

最後に、以上の分析結果をまとめて考察するとともに、今後の調査や研究における課題を提示してみたい。

今回実施した調査の回答者のうち、4割を超える人々が働いていなかった。調査の時期や内容の影響により、ふだん仕事をしている人の回答率が低くなったとも考えられる。しかしながら、そうした背景を考慮しても、余りある結果といえるかもしれない。仕事の有無に関しては、性別や配偶者の有無による違いがみられた。男性では6割以上が仕事をもっていたが、女性では約6割が仕事をもっていなかった。また、配偶者のいる男性は7割が仕事をもっていたが、配偶者のいる女性は8割弱が仕事をもっていなかった。未婚の障害者でも、女性のほうが仕事をもっている割合が低くなっていた。障害の種別によっても大きな違いがみられた。身体障害者では約半分が仕事をもっておらず、知的障害者や精神障害者よりも有業率が低かった。この結果は意外なものといえるかもしれないが、高齢にともない身体障害をもった人々の影響もあるだろう。しかし、他の障害種別と比べて、身体障害者が就職に有利な状況にあるという可能性も残されている。一方、重度の身体障害

で常に介助を要する人でも、数人が仕事をもっていた。詳しくデータをみたところ、ほぼ全員が障害者団体に属する回答者であり、脊椎損傷や四肢まひをもつ人々であった。仕事の有無の割合には大きな差はみられないものの、そうした団体のメンバーは、何らかの一般住民の障害者とは異なる背景・要素をもっていると考えられる。

仕事の種類では、約3割が常用雇用で最も多かったが、2割を超える人々が福祉的就労の場で働いており、その全員が知的障害や精神障害をもつ人々であった。福祉的就労をしている人々は比較的短い時間で働いており、個々の障害の状態やニーズに応じた就労が実現できていると考えられる。しかしその反面、他の職種より大幅に低い賃金で働いており、回答者本人の所得も低くなっていた。障害にともなう特別な支出がどの程度かにもよるが、本人の賃金や所得が低い場合、他の家族に経済的な負担がかかっていることは想像に難くない。また、知的障害者や精神障害者にとっては、福祉的就労や臨時・日雇に働く場が限られている、という実情がみてとれる。一方、NPO等で働く人は多くはなかったが、障害や福祉と関連のある団体であれば、職場環境や就業時間などの面で、障害者にとって働きやすいのではないだろうか。ただし、団体数や雇用数そのものが少ないと考えられ、そうした仕事につくこと自体が狭き門であると思われる。

回答者本人の給与所得や合計所得については、性別によって大きな違いがみられた。配偶者の有無の割合における性差も関係していると考えられる。分析結果から、障害をもたない人々と同様に、障害者の中でも、仕事の有無や種類、賃金や所得などの性差があることがうかがわれる。障害の有無によってそうした性差がどの程度あるのか、障害者に特有の性別の影響があるのかといった点については、今後の研究課題としたい。また、障害の種類や仕事の種類によっても、給与所得や合計所得が大幅に異なっていた。福祉的就労についているのが知的障害者や精神障害者であることも合わせると、障害の種類・仕事の種類・経済状況が密接に関連しているといえる。さらに、仕事の有無や仕事の種類によっても回答者の合計所得に大きな違いがみられるとともに、給与所得が高いほど合計所得も高い結果となっていた。とりわけ、仕事をしていない人々の多くが低い所得で生活していることが明らかになった。世帯の状況や消費・支出の状況なども考慮しなければならないが、障害者の生活にとっても仕事の有無や種類が大きな影響を及ぼしており、それらによって障害者の中でも大きな格差が生じていることは容易に予想できる。

これらの分析により、仕事の有無や種類、賃金や所得といった面での、回答者の就労に関する厳しい内実が明らかになるとともに、回答者の中でのさまざまな条件による違いも抽出された。とくに、性別や障害種別、回答者のグループが、障害者の就労状況を左右する重要な要因であることがわかった。これらの結果にはわれわれの予想を確信へと近づけるものも多かったが、予想に反するものや予想を大きく上回る結果も少なくなかった。仕事というものの持つ経済的・社会的な意味の大きさを考えると、これらの要因は就労を通して、障害者の生活全般ひいては人生全体にも多大な影響を与えているといっても過言ではないだろう。このように、多くの障害者に共通する特徴や一定の傾向がみられる一方で、重度の障害をもちつつ常勤や長時間で働いていたり、目だって高い給与や所得をえているケースも存在していた。障害者にとってのそのような形での勤務の是非は別として、それ

らの特殊な人々は、他の障害者より社会的・経済的に有利な条件をもっていると考えられる。そうした人々のもつ条件についてさらに詳しく分析し、多くの障害者がおかれている状況の改善へとつなげることが求められる。

今回の調査は、稲城市在住およびいくつかの当事者団体に所属している障害者に対して行われたものである。また、回収率はけっして高いとはいえず、それらの障害者のうちごく一部の人々の就労状況を把握できたにすぎないかもしれない。しかしながら、ここで明らかになった回答者の実態やその中での差異・格差には、他の地域や当事者団体と関わっていない障害者の状況と共通するものも数多くあるにちがいない。今回回答しなかった障害者の中には、回答した人々よりも厳しい状況にあり、こうした調査や政策に期待をもちなくなってしまった人も、少なからずいることだろう。そのような潜在的な背景も考慮しつつ、より多くの人々にとって回答しやすい形で調査を実施することが、わが国における障害者の真の実態を把握するうえで非常に重要である。今回の調査は、障害者本人の障害の状況や就労の状況、収入や支出の状況に加えて、1日の生活の様子についても知ることができるようになっている。それだけでなく、他の家族や世帯の状況も把握でき、障害者本人および家族全体の暮らしぶりをも知ることができる仕組みとなっている。これまでは障害者本人のみに焦点があてられ、障害・就労・所得などテーマごとに別々の調査が行われ、障害者や家族の生活をトータルに理解することが困難であった。これに対して、今回の調査の質をさらに高めて全国規模で実施できれば、これまで指摘されてこなかった新たな問題点や課題が明らかとなるにちがいない。そして、就労の問題だけでなく、所得や家族の問題とも関連づけて分析することが可能となり、今後の障害者福祉の向上にとってより多くの有意義な成果がえられるにちがいない。

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）

分担研究報告書

「障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究」

障害者生活実態調査～自立支援の視点から～

分担研究者 圓山里子（特定非営利活動法人 自立生活センター新潟）

研究要旨

「障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究」の初年度に実施した、「障害者生活実態調査」の結果に即し、①支援費（居宅サービス）の給付状況、②生活時間調査の2点について、地域における自立支援の視点から検討を加えた。

検討に先立ち、「障害者生活実態調査」の意義について、自立支援の視点——とりわけ、「参加」の視点——から、及び、行政単位としての市を調査対象としたことの2点から確認した。

調査結果から、支援費（居宅サービス）の給付状況は、ほぼ利用していない層と、ほぼ毎日利用している層の2極に分かれることが確認された。生活時間調査から把握できたことは、仕事等の活動ではなく、テレビや休息で日中を過ごしている人たちの存在が把握され、また、仕事等の活動をしていたとしても、時間帯が限られている傾向が認められた。

このような結果から得られる政策的含意としては、障害者自立支援法における市町村障害福祉計画の策定については、幅広い実態調査とあわせ、フォーカスグループへの調査はヒアリングを行うことが必要とされることが示唆された。また、自立支援システムのあり方としては、ケアマネジメント実施の際には、“通常の”生活に比較して、時間的な制限を受けやすい障害者の生活を自覚的に向かい合うこと、そして、就労支援へのシフトする際にも、現状の把握が必要不可欠であることを指摘した。

なお、本稿は、調査内容からすれば、極めて限定的な範囲での結果を概観したに過ぎず、「障害者生活実態調査」で把握できた様々な要因や変数についての分析は、次年度以降の課題として残されている。

A. 研究目的

障害者の生活実態を、家計の側面と生活時間の側面から、既存調査の家計調査及び国民生活基礎調査の結果とを比較検討することを目的に実施した「障害者生活実態調査」（平成17年11月実施）の結果を、①支援費（居宅サービス）の給付状況、②生活時間調査の2点について、地域における自立支援の視点から検討を加える。

B. 研究方法

「障害者生活実態調査」の実施方法については、「調査の概要」を参照のこと。

なお、倫理面への配慮としては、次のような処置をとった。すなわち、調査を実施する際には、該当自治体の個人情報保護条例に抵触しない旨の確認をし、データを入手した。さらに、対象者にたいしては、調査への協力は個人の自由選択であることを文書で伝え、調査協力に承

諾した対象者のみを調査した。また、調査票に基づくデータは、個人が特定できないように、番号で管理されている。

C. 研究成果と考察

支援費（居宅サービス）の給付状況については、行政区としての市を単位としたグループ（以下、グループA）と、DPI（障害者インターナショナル）日本会議等の協力を得て調査を行ったグループ（グループB）の間で顕著な差がみられた。すなわち、給付状況が30日、すなわち、毎日、利用している人は、全体では14人であるが、グループAの中では1人だけであった。グループAにおいては、給付状況が0日（利用していない）人が、7割を超えている。

生活時間調査については日中活動の状況を見ると、日中の時間帯にかかわらず、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」や「休養・くつろぎ」をしている人達が一定層、存在していること、「仕事」あるいは「その他、社会活動」をしている人も、その活動時間のピークは、午前10時～午後4時という、短時間の傾向がみられた。

D. 結論

支援費（居宅サービス）の給付状況については、ほとんど利用していない人と、ほぼ毎日利用している人と、極端に分かれる。

生活時間調査から、日中の時間帯においても「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」や「休養・くつろぎ」をしている人が2割近く存在する他、「仕事」「その他、社会活動」をしている人でも、そのピークは午前11時から午後4時であり、時間帯が限られている。

E. 研究の政策的含意

障害者自立支援法における市町村障害福祉計画の策定については、幅広い実態調査とあわせ、フォーカスグループへの調査はヒアリングを行うことが必要とされることが示唆された。また、自立支援システムのあり方としては、ケアマネジメント実施の際には、“通常の”生活に比較して、時間的な制限を受けやすい障害者の生活に自覚的に向かい合うこと、そして、就労支援へシフトする際にも、現状の把握が必要不可欠であることを指摘した。

F. 研究発表

なし

G. 知的所有件の取得状況

なし

障害者生活実態調査～自立支援の視点から～

圓山里子

1. はじめに

障害者の生活実態を、家計の側面と生活時間の側面から、既存調査の家計調査及び国民生活基礎調査の結果とを比較検討することを目的に実施した「障害者生活実態調査」（平成17年11月実施）の結果を、支援費（居宅サービス）の給付状況、生活時間調査の2点について、地域における自立支援の視点から検討を加える。

また、調査結果の検討に先立ち、「障害者生活実態調査」の意義を、主に自立支援の視点から確認しておきたい。

なお、本調査は、「障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究」の研究初年度において実施した調査である。したがって、この調査報告書は、3ヵ年計画の本研究事業の中間的な取りまとめという性格をもつ。そのため、調査結果の詳細な検討及び調査票作成時に参照した既存調査との比較検討については、次年度以降の課題となる。

2. 「障害者生活実態調査」の意義

本調査の特徴は、調査票設計において、『国民生活基礎調査』『社会生活基礎調査』など、既存の調査票を活用していることと、主な調査対象を行政区としての市を単位にしていることである。

1) 既存調査票の活用

通常、調査を行うにあたって、既存調査票を参照することは、先行研究の成果を踏まえるという点でも、当然であろう。しかしながら、障害領域における調査では、障害種別などの基礎項目については、既存の調査票を踏まえることはあっても、主たる調査項目については、独自の設問を作ることが多い。それは、障害者領域においては、様々な新たな課題が生じ、また、広くは認識されていないニーズを満たすために、諸制度に先立って、諸活動がなされることが多いため、それらの実態を明らかにするための調査は、自ずと独自設計の調査になるからである。

これらの調査では、確かに、調べたことの実態があきらかになるという利点はあるが、そもそも、その前提となる、障害者の地域における生活実態が不明瞭になるという弱点がある。

T.H.マーシャルは、市民権を「ある共同社会の完全な成員である人びとに与えられた地位身分」であり、「その地位身分に付与された権利と義務において平等である」とし、福祉国家の存立基盤として、諸権利の発展としての市民権の展開過程を論じた¹⁾。

1983年から1992年までの「国連・障害者の十年」では、「完全参加と平等」がスローガンとなった。また、障害者自立支援法第一条には、「障害者基本法の基本的理念にのっとり」と明記されるに至ったが、障害者基本法の基本理念には、「すべての障害者は、社会を

構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」(第三条二項)と示されている。

一方、近年、活発になってきた障害学においては、「障害」といった切り口から、近代社会がもつ「価値」の問い直しといった側面もある。

とはいえ、通常地域生活において、健常者の生活の状況とかけ離れた生活に障害者がおかれているのであれば、それは、社会の「完全な成員として」の資格を奪われているのであり、社会への完全参加がなされていないといえる。

その意味で、『国民生活基礎調査』『社会生活基礎調査』といった、蓄積のある大規模調査と同様の調査項目を多く使った、今回の「障害者生活実態調査」は、生活の基礎項目について、健常者との比較といった視点から、障害者の生活実態を明らかにすることができる意義がある。

2) 調査対象：行政区としての市

次に、調査対象を行政区としての市を単位としていることの意義を確認したい。

筆者は、これまで、東京都内の自立生活センターや、DPI（障害者インターナショナル）日本会議の協力及び要請を受け、いくつかの調査を実施してきた²⁾。その結果、介助サービス利用の利用実態等が明らかになったが、それらの調査対象者には、ある「特殊性」もあったことは否定できない。今後の、新たな自立支援システムの構築のためには、介助サービスを積極的に利用している人々の実態や、先駆的なサービス提供組織の実施方法の検討は不可欠であるが、一方、地域に住んでいる「平均的な」障害者像をカバーできていないという弱点がある。そのため、行政単位の市を調査対象とすることは、「平均的な」障害者像を把握することが可能となろう。

また、前述の、地域において参加する市民として障害者をとらえると、参加の前提として、各種の福祉施策・福祉制度が不可欠である。福祉施策についてはそれぞれの自治体において独自施策がなされることがある。また、その地域での支援システム、及び、サービス組織の有無が、障害者の生活基盤に与える影響は大きいであろう。

したがって、行政区としての市を単位とすることで、健常者の生活状況と比較する上でも、生活基盤に影響を与える要素である福祉施策及び支援システムをそろえることが可能となる。

なお、本「障害者生活実態調査」においては、行政単位としての市以外にも、DPI（障害者インターナショナル）日本会議の協力を得て、調査対象に加えたグループがある。結論を先取りしてしまうと、本「障害者生活実態調査」が、行政単位の市を調査対象にすることで、「平均的な」障害者像を把握することが可能になった一方、それではこぼれ落ちる層一本稿の論点での関連でいえば、支援費・居宅サービスを多く利用している層一の把握もまた、可能となった。

本「障害者生活実態調査」は、このような意義があり、また、基礎的なデータとしての調査項目も多岐にわたる。本稿では、さしあたり、支援費の居宅サービスの給付状況と、

生活時間調査の結果の2点について、現時点で認められる点をもとに、考察したい。

3. 支援費（居宅サービス）の給付状況について

1) 調査集団の特性

障害者が地域で自立した生活を送るためには、居宅サービスの存在が重要である。

障害者自立支援法は、その法律名に自立支援とあり、その意味するところは厳しく吟味する必要があるが、障害者福祉の基本理念としては、自立生活運動が主張してきた自立観、すなわち、「人の助けを借りて15分かかって衣服を着、仕事に出かけられる人間は、自分で衣服を着るのに2時間かかるために家に居るほかない人間よりも自立しているといえる」といった、障害当事者の主体性に基づき、できないことについてはサポートを得ることを前提とした社会参加という“自立”観が、ほぼ、定着している。

さて、本「障害者生活実態調査」においては、支援費の居宅サービスの利用日数については、次の結果で述べるように、行政区としての市を単位としたグループ（以下、グループA）と、DPI（障害者インターナショナル）日本会議等の協力を得て調査を行ったグループ（グループB）の間で顕著な差がみられた。

そこで、結果の考察に先立ち、グループAとグループBの特徴を押さえておくと、次のようになる（表1、表2）。このように、グループBの方が、より介助サービスを必要としている層が多いことがわかる。

表1 グループAとグループBの特性の比較(障害種別)

			合計
	グループA	グループB	
身体障害者	57 62.6%	34 37.4%	91 100.0%
知的障害者	16 100.0%	0 .0%	16 100.0%
精神障害者	14 100.0%	0 .0%	14 100.0%
重複障害者	3 100.0%	0 .0%	3 100.0%
非手帳保持者	4 100.0%	0 .0%	4 100.0%
不詳	0 .0%	1 100.0%	1 100.0%
合計	94 72.9%	35 27.1%	129 100.0%

表2 グループAとグループBの特性の比較(日常生活動作)

			合計
	グループA	グループB	
日常生活はほぼ自立しており独力で外出できる	64 92.8%	5 7.2%	69 100.0%
介助なしには外出できない	20 58.8%	14 41.2%	34 100.0%
日中もベット上での生活が主体であるが座位を保つ	4 33.3%	8 66.7%	12 100.0%
1日中ベット上で過ごし、介助を要する	2 33.3%	4 66.7%	6 100.0%
不詳	4 50.0%	4 50.0%	8 100.0%
合計	94 72.9%	35 27.1%	129 100.0%

2) 支援費(居宅サービス)の給付状況

支援費(居宅サービス)の給付状況は、全体では次のような状況である(表3)。これを、グループAとグループB別に見ると、以下のようになる(表4)。

表3 支援費(居宅サービス)の給付状況:全体

	度数	パーセント
0日	74	57.4
1~15日	21	16.3
16~29日	19	14.7
30日	14	10.9
小計	128	99.2
不詳	1	.8
合計	129	100.0

表4 支援費(居宅サービス)の給付状況:グループ間の比較

			合計
	グループA	グループB	
0日	68 72.3%	6 17.6%	74 57.8%
1~15日	13 13.8%	8 23.5%	21 16.4%
16~29日	12 12.8%	7 20.6%	19 14.8%
30日	1 1.1%	13 38.2%	14 10.9%
合計	94 100.0%	34 100.0%	128 100.0%

給付状況が30日、すなわち、毎日、利用している人は、全体では14人であるが、グループAの中では1人だけである。

グループAにおいては、給付状況が0日の(利用していない)人が、7割を超えている。なお、日常生活の自立の状況と、支援費(居宅サービス)の給付状況との関係は、次の

ようになっており（表5）、日常生活の状況と関連していることがわかる。

表5 日常生活の状況と支援費(居宅サービス)の給付状況のクロス表

	支援費(居宅サービス)の給付状況				合計
	0日	1～15日	16～29日	30日	
日常生活はほぼ自立しており独力で外出できる	50 72.5%	7 10.1%	10 14.5%	2 2.9%	69 100.0%
介助なしには外出できない	14 42.4%	9 27.3%	6 18.2%	4 12.1%	33 100.0%
日中もベット上での生活が主体であるが座位を保つ	3 25.0%	2 16.7%	1 8.3%	6 50.0%	12 100.0%
1日中ベット上で過ごし、介助を要する	2 33.3%	2 33.3%	1 16.7%	1 16.7%	6 100.0%
不詳	5 62.5%	1 12.5%	1 12.5%	1 12.5%	8 100.0%
合計	74 57.8%	21 16.4%	19 14.8%	14 10.9%	128 100.0%

したがって、障害種別や日常生活の状況が異なっているグループAとグループBで違いがあるのは、むしろ、当然であろう。

こういった異なる性質をもつ集団に対する調査の結果や、その意味づけについては、「5. 研究の政策的含意」の項で論じる。

4. 生活時間調査

1) 日中活動のパターン

障害者の生活パターンを把握するために、調査項目の中から日中活動（仕事、学業、その他・社会活動、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌、休養・くつろぎ、学習・研究（学業以外）、趣味・娯楽、スポーツ、ボランティア活動、交際・つきあい）をピックアップし、調査第1日目について図示したのが、グラフ1である。

グラフ1 日中活動(調査第1日目)

